

第59回 定時株主総会
招集ご通知

日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	1	(1) 取締役及び監査役	19
[添付書類]		(2) 当事業年度に係る取締役及び 監査役の報酬等の額	20
事業報告		(3) 社外役員に関する事項	21
Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項		(4) 重要な兼職の状況	22
1. 事業の状況	3	4. 会計監査人の状況	
(1) 事業の経過及び成果	3	(1) 会計監査人の名称	23
(2) 設備投資の状況	10	(2) 報酬等の額	23
(3) 資金調達の状況	10	(3) 非監査業務の内容	23
(4) 事業の譲渡等の状況	10	(4) 会計監査人の解任又は不再任の 決定の方針	23
(5) 対処すべき課題	10	5. 業務の適正を確保するための体制	24
2. 財産及び損益の状況の推移	13	連結貸借対照表	27
3. 重要な子会社の状況	13	連結損益計算書	28
4. 主要な事業内容	15	連結株主資本等変動計算書	29
5. 主要な営業所	15	連結注記表	30
(1) 当社の主要な営業所	15	貸借対照表	40
(2) 子会社の営業所	16	損益計算書	41
6. 使用人の状況	16	株主資本等変動計算書	42
(1) 企業集団の使用人の状況	16	個別注記表	43
(2) 当社の使用人数	16	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	53
7. 当社の主要な借入先及び借入額	17	会計監査人の監査報告書 謄本	54
8. その他企業集団の現況に関する重要な事項	17	監査役会の監査報告書 謄本	55
Ⅱ. 会社の状況に関する事項		株主総会参考書類	57
1. 株式に関する事項	18	議案及び参考事項	57
2. 当社の新株予約権等に関する事項	18		
3. 当社の会社役員に関する事項	19		

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社 クレディセゾン
代表取締役社長 林 野 宏

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（ ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳しくは後記の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】等（63ページ）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 郵送による方法と電磁的方法（インターネット等）とで重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものいたします。
- (2) 議決権を行使された際に、各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主様1名に限ります。）

以上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.saisoncard.co.jp>）に、掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が深刻化する中、株式市場の大幅下落や急激な円高等の影響から企業収益が大きく悪化し、また、それに伴った雇用不安の高まりが個人消費を低迷させ、一層の景気後退を惹起するという悪循環が鮮明になるなど、今後の先行きに大きな不安を抱えた状況となっております。

なお、当社が属するノンバンク業界においては、貸金業法の影響が事業の収益構造を大きく変えるなど、新たな競争環境の下、業界再編が進むものと考えられます。

また、不動産及び不動産金融業界においても、上記のサブプライムローン問題を契機とする急激な信用収縮等が発生いたしました。これにより、不動産取引の流動性が著しく低下し、建設業や不動産業等の大型倒産が相次いで発生するなど、不動産市況の低迷は今後しばらく続くものと考えております。

このような状況において、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

(百万円) (円)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益又は 当期純損失(△)	1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)
当連結会計年度	327,089	34,548	30,953	△55,513	△308.25
前連結会計年度	345,586	57,191	58,111	26,755	148.78
伸び率	△5.4%	△39.6%	△46.7%	—	—

営業収益は3,270億89百万円（前期比5.4%減）となりました。主力の「クレジットサービス事業」では、ショッピング取扱高の拡大に伴いショッピング収益が増加したものの、キャッシング市場規模全体が縮小傾向にある中、キャッシング収益が減少しております。「ファイナンス事業」では信用保証事業、リース事業が順調に進捗いたしました。また、「不動産関連事業」では、不動産取引の流動性が一段と低下した市況の影響を受けたことに加え、大型物件の売上が複数含まれていた前連結会計年度の反動も影響し、大幅な減収となりました。

営業利益は345億48百万円（前期比39.6%減）、経常利益は309億53百万円（前期比46.7%減）となりました。営業ネットワークの再構築をはじめとした営業経費の削減効果等により広告宣伝費を大幅に抑えることができましたが、依然として高水準で推移

している第三者介入債権及び利息返還請求の影響を受けたことによる貸倒コストの増加等により、販売費及び一般管理費は2,686億58百万円（前期比1.2%増）となりました。

当期純損失は555億13百万円となりました。これは、当社が保有するVisa Inc. 株式に関する株式売却益として113億82百万円の特別利益を計上した一方で、不動産関連事業の一部の事業撤退及び営業拠点の再編を決定したことに伴い、関係会社事業整理損失として904億4百万円の特別損失を計上したこと等によるものです。

当連結会計年度における事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

（単位 百万円）

	営業収益			営業利益又は営業損失（△）		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	伸び率	前連結 会計年度	当連結 会計年度	伸び率
クレジットサービス	254,715	254,724	0.0%	30,581	25,679	△16.0%
ファイナンス	44,370	46,732	5.3%	11,252	10,546	△6.3%
不動産関連	37,957	18,550	△51.1%	22,760	612	△97.3%
エンタテインメント	14,395	15,537	7.9%	△3,010	1,652	—
その他	1,995	1,939	△2.8%	1,327	1,345	1.4%
計	353,434	337,484	△4.5%	62,911	39,836	△36.7%
消去又は全社	(7,847)	(10,395)	—	(5,720)	(5,288)	—
連結	345,586	327,089	△5.4%	57,191	34,548	△39.6%

※ 各セグメントの営業収益及び営業利益又は営業損失は、内部営業収益等控除前の数値を記載しております。

＜クレジットサービス事業＞

クレジットカード事業、サービサー（債権回収）事業等から構成されております。クレジットカード業界においては、電子マネーによる少額決済分野や、電気・ガス・水道をはじめとした公金決済分野への進出等により、ショッピング市場規模は年々拡大しております。一方、貸金業法の影響は、与信基準厳格化等によるキャッシング市場規模の縮小や、システム対応による開発コスト負担の増大等に波及し、各社とも依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況の下、全国の大型小売業や社会インフラである交通機関、海外の有力カード会社等との提携ネットワークの拡大に努めるとともに、WEB戦略の強化、営業ネットワークの再構築、債権リスクへの取り組み等、事業効率の向上に努めてまいりました。この結果、当連結会計年度における営業収益は2,547億24百万円（前期比0.0%増）、営業利益は256億79百万円（前期比16.0%減）となっております。

当セグメントにおける主な事業の業況は次のとおりです。

① クレジットカード事業

当連結会計年度の新規カード会員数は252万人、当連結会計年度末のカード会員数は2,757万人（前期比6.0%増）となりました。

また、当連結会計年度のショッピング取扱高は3兆8,910億円（前期比3.5%増）、ショッピングのリボルビング残高は2,948億円（前期比11.8%増）、カードの年間稼動会員数は1,391万人（前期比5.2%増）となりました。一方、カードキャッシング残高は6,653億円（前期比2.2%増）となりましたが、そのうち60億円を流動化しているため、その残高は6,593億円となりました。

当連結会計年度の主なトピックスは以下のとおりです。

a. 提携ネットワークの拡大

当社の強みを生かした小売企業、社会インフラである交通機関、海外の有効カード会社等を中心に、提携ネットワークの拡大を引き続き進めてまいりました。具体的には、さくら野東北(株)及び(株)さくら野百貨店と提携し、さくら野百貨店の顧客向けに「さくら野《セゾン》カード」を、東京建物(株)の100%子会社である(株)プライムプレイスと提携し、群馬県伊勢崎市の商業施設「SMARK」の顧客向けに「SMARKカード《セゾン》」を、ららぽーとマネジメント(株)と提携し、埼玉県川口市の商業施設「ララガーデン川口」の顧客向けに「ララガーデン川口カード《セゾン》」を、埼玉県内に10店舗を有する(株)丸広百貨店と提携し、丸広百貨店の顧客向けに「まるひろMクラブカード」「アトレMクラブカード」を、また、西日本鉄道(株)と提携し、西鉄ICカードサービスnimocaが一体となった「nimoca《セゾン》カード」をそれぞれ発行いたしました。

また、当社及びユーシーカード(株)は、韓国最大手カード会社である新韓カード(株)とクレジットカード業務における業務提携契約を締結いたしました。韓国でのカード業務に強みを持つ新韓カードとの連携により、日韓におけるお互いのカード会員及び加盟店に対する付加価値サービスの提供や、新商品・新サービス開発における相互協力を進めていくとともに、将来的には3社の提携に留まらず、アジア太平洋地域の各国の銀行・カード会社に広く連携参加を呼びかけ、提携参加の各社カード会員に対する付加価値を提供するアライアンスネットワークを構築することも検討してまいります。

b. WEB戦略の強化

当連結会計年度末の《セゾン》カードのネット会員（Netアンサー会員）とUCカードのネット会員（アットユーネット会員）を合計したネット会員は、326万人（前期比30.4%増）となりました。当社会員資産と「永久不滅ポイント」を武器に、ネット会員を対象としたオンラインショッピングモール「永久不滅.com」を運営しておりますが、開始から約2年半で出店企業350店、月商約17億円、日商の最高額が約80百万円になるまで成長を遂げています。今後も永久不滅オークション、永久不滅リサーチ、永久不滅コンテンツ、永久不滅クリックなど新規ネットビジネス分野の取り組みを強化し、オンラインショップ等からの成果報酬によるフィービジネスを大きな収益の柱として育てていきたいと考えております。

c. 営業ネットワークの再構築

事業効率の更なる向上に向けて、当連結会計年度にセゾンカウンターの25箇所の廃止と17箇所の新設を行い、営業ネットワークの再構築を推進いたしました。今後も新規カードの募集から各種サービスの提供まで、それぞれ収益面・効率面を充分考慮したカウンター運営を目指してまいります。

d. 債権リスクへの取り組み

弁護士・認定司法書士等による第三者介入及び利息返還請求は引き続き高水準で推移しておりますが、以前の増加傾向に比べ沈静化しつつあります。今後も債権マネジメントを通じた債権の良質化に注力すると同時に、法改正の動向を把握し、適正な利用枠付与による、収益とリスクのバランスを保った与信管理を徹底してまいります。

e. 新たな展開及び今後の取り組み

クレジットカード事業における収益拡大に向けて、カード提携先を中心としたクライアントと連携し、店頭でのショッピングリボ払いの訴求強化を行い、当連結会計年度においてリボ残高を順調に積み上げてまいりました。なお、平成21年3月にセゾンプランドのショッピングリボ払い手数料率を改定したことにより、来期以降の更なる収益拡大を見込んでおります。

また、全国弁護士協同組合連合会との提携により、ビジネスサービスを兼ね備えた「全弁協《セゾン》プラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード」の募集を開始するなど、高稼働、高単価の見込まれる富裕層の囲い込みを進めてまいりました。

今後につきましても、優良顧客及び優良債権の拡大を図るとともに、カード更新ルールの見直しやWEB明細の推進などによるコスト削減施策を実施し、クレジットカード事業の収益構造改革を引き続き進めてまいります。

② サービス（債権回収）事業

貸金業法の改正等により、主要取引先であるノンバンク業界の経営環境は厳しくなっており、その影響はサービス業界へも大きく波及しております。このような状況の中、ジェーピーエヌ債権回収㈱は、環境変化へ迅速かつ柔軟に対応し、新規事業領域の拡大及び厳格化がより一層求められるコンプライアンス体制の強化を目指すべく、平成21年2月に持株会社体制へ移行いたしました。

当連結会計年度は、官公庁マーケットへの積極的な参入、既存取引先への活性化及び小口無担保債権の買取事業への営業展開を積極的に推進してまいりましたが、取引先からの取引内容の見直しや、クレジット会社の与信の厳格化に伴う受託件数の減少等により、売上高は前年同水準となりました。

<ファイナンス事業>

信用保証事業、各種ローン事業及びリース事業等から構成されております。当連結会計年度においては、信用保証事業、リース事業の取扱いが順調に進捗し営業収益は467億32百万円（前期比5.3%増）となりました。一方で、当連結会計年度から適用したリース取引に関する会計基準等により貸倒コストが増加し、営業利益は105億46百万円（前期比6.3%減）となりました。

当セグメントにおける主な事業の業況は次のとおりです。

① 信用保証事業

個人向け無担保フリーローンの保証業務を中心に、提携金融機関との営業・管理両面にわたる密接な連携により、良質な案件の獲得に注力してまいりました。また、当連結会計年度は新たに地域金融機関35先と提携するなど、取扱いの拡大に努めました。その結果、保証残高（債務保証損失引当金控除前）は1,768億円（前期比13.1%増）となりました。

② 個人向けローン事業

《セゾン》カード会員向けの「メンバーズローン」をはじめとした各種無担保ローンを個人向けに提供しております。ローン残高は346億円（前期比30.5%減）となりました。

③ 不動産融資事業

不動産を担保とする個人及び法人向けの融資事業を行っております。融資案件の選別をより厳格化したことから、ローン残高は1,062億円（前期比57.0%減）となりました。なお、平成19年8月に証券化を実施した700億円の信託債権は適格債権が減少したことから早期償還を実施しております。

また、平成21年3月より長期固定金利住宅ローン「フラット35（住宅金融支援機構買取型）」の取扱いを開始しております。

④ リース事業

(株)リース事業協会による統計では、企業の設備投資意欲の減退等を背景として、リース取扱高は平成21年3月まで22ヶ月連続の前年比マイナスで推移しておりますが、当社においては既存取引先との信頼関係強化及び新規提携販売店の順調な拡大により、取扱高は1,002億円（前期比13.6%増）となりました。

また、当連結会計年度から(株)ヤマダ電機との提携による、事業者向けレンタルの販売活動を行っております。取扱商品・販売チャネルの多様化を進め、事業の拡大を目指してまいります。

<不動産関連事業>

不動産流動化事業、サービス事業、不動産融資保証事業、戦略投資事業、不動産賃貸業等から構成されております。当社グループにおける不動産関連事業の中核を担うアトリウムグループでは、下期以降、営業キャッシュ・フローの改善を最優先課題に掲げ、物件売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市場の極端な流動性低下から計画通りに売却を進めることができず、他方、不動産融資保証事業において代位弁済が想定以上に急増したことから、保有資産の圧縮を実現することができませんでした。その結果、営業収益は185億500万円（前期比51.1%減）、営業利益は6億1200万円（前期比97.3%減）となりました。

なお、当社グループでは、今回の業績低迷を招いた最大の原因は、アトリウムグループが不動産市場の上昇局面において収益的側面を重視するあまり、大型開発案件に傾注しすぎてしまった点にあると分析しております。その反省を踏まえ、今後は大型開発案件に取り組まないこととし、原因となった不動産融資保証事業及び戦略投資事業の2事業から撤退し、当該事業に関係する、たな卸資産評価損及び求償債権に対する貸倒引当金繰入額等を関係会社事業整理損失として特別損失に計上しております。

当セグメントにおける主な事業の業況は次のとおりです。

① 不動産流動化事業

不動産融資保証事業経由での担保不動産の取得に仕入れを限定し、営業キャッシュ・フローを改善すべく販売活動に注力しましたが、不動産市況の悪化を受け、売上が計画を大幅に下回りました。

② サービス事業

債権購入を控える一方で、買取債権の回収を着実に実施いたしました。また、商品化の完了した不動産の売却に注力いたしました。

③ 不動産融資保証事業

保証実行を大きく絞った結果、平成21年2月末日現在の融資保証残高は、減少いたしました。

また、不動産市況の悪化を反映して、代位弁済率（事業開始からの代位弁済累計額／事業開始からの保証実行額）は、平成21年2月末日現在で15.2%に上昇しました。

当該事業が今回の業績低迷の原因のひとつであると分析しており、平成21年3月25日をもって撤退いたしました。これに伴い、求償債権に対する貸倒引当金繰入額等を関係会社事業整理損失として特別損失に計上しております。

④ 戦略投資事業

証券化を実施した大型収益物件の売却により配当収入を獲得しました。一方で、クロージングを予定しておりましたアトリウム・バリュー・バランス・ファンドの売却に注力いたしましたが、不動産市況の悪化の影響もあり、売却を完了することができませんでした。また、投資先の破綻に伴う損失処理の影響を受けました。

当該事業が今回の業績低迷の原因のひとつであると分析しており、平成21年3月25日をもって撤退いたしました。これに伴い、たな卸資産評価損等を関係会社事業整理損失として特別損失に計上しております。

⑤ 不動産賃貸業

自社で所有する不動産物件を活用したテナントビル事業のほか、不動産オーナーから一括賃借した不動産物件を運営・管理する不動産サブリース事業を行っております。

なお、当社は、㈱アトリウムの経営危機を受け、㈱アトリウムの金融機関に対する債務の免責的債務引受等による有利子負債の一本化及び㈱アトリウムに対する金銭債権の現物出資（デッド・エクイティ・スワップ）の方法による第三者割当増資の引受の実施等の一連の再建支援策並びに当社による㈱アトリウムの株式交換の方法による完全子会社化を実施し、当社グループ一体として㈱アトリウムの事業を存続するとともに、早急にその事業構造を根本的に見直し、不動産融資保証事業及び戦略投資事業の2事業からの撤退を中心とする抜本的な事業構造の改革を実現することで、その経営再建を図ることが、当社グループの企業価値を確保し、当社の株主の皆様のご最善の利益に資するものと判断し、平成21年3月25日開催の取締役会において、当社による㈱アトリウムに対する上記の一連の再建支援の実施の方針等について決議し、同日付で、当社と㈱アトリウムとの間で再建支援に関する基本契約書を締結しております。

<エンタテインメント事業>

アミューズメント事業等から構成されております。遊技台への規制強化の影響が残る中、経費効率の向上を図りながら、地域に支持される健全で安心・快適な店作りに取り組み、業務の効率化を推進した結果、営業収益は155億37百万円（前期比7.9%増）、営業利益は16億52百万円となりました。

<その他の事業>

保険代理店業、情報処理サービス業、損害保険業等から構成されております。営業収益は19億39百万円（前期比2.8%減）、営業利益は13億45百万円（前期比1.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

平成20年10月より移動いたしました関西ユビキタスへの投資を行い、8箇所に分散していたカード事業オペレーションに係る拠点を東西ユビキタスに集約いたしました。平成22年度には当該オペレーションの生産性15%向上を目指し、今後も事業効率の高い体制構築を進めてまいります。

(3) 資金調達の状況

昨年9月のリーマンショック以降、世界的な信用収縮が一段と強まり、日本国内においては普通社債による資本市場調達に影響が出ただけではなく、コマーシャルペーパーによる発行市場が一時機能不全に陥りました。国内株式市場の下落や与信費用の増加により金融機関が資本不足となる一方で、大企業が間接調達により年末及び年度末の資金確保に動いたため、ノンバンクによる資金調達はより厳しさを増しました。このような環境下で、上期において、ショッピングリボルビング債権の流動化400億円の実行、下期においては、総枠1,400億円のコミットメントライン契約により資金流動性を高めた他、リース料債権の流動化（2件計400億円）の実行により中長期の資金調達を行いました。また、金利スワップ取引を活用することで、金利の固定化を図っております。

(4) 事業の譲渡等の状況

① 当社、㈱みずほ銀行及びユーシーカード㈱が、平成19年5月17日に締結した業務再編契約に基づき、平成20年4月1日を効力発生日として、当社のクレジットカードに関するプロセッシング業務を分割し、㈱キュービタスへ承継いたしました。また、本分割に伴う事業承継完了後、㈱キュービタスの株式の51.0%を取得し、当社の連結子会社といたしました。

② 当社は、平成20年4月30日に、㈱ローソン・シーエス・カードの株式を取得し、当社全額出資の連結子会社といたしました。また、平成20年9月1日を効力発生日として、同社を吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

貸金業法の影響による事業収益構造の変化やサブプライムローン問題を契機とする不動産市況の低迷などにより、当社グループを取り巻く経営環境はますます厳しさを増しておりますが、2,700万人を超えるカード会員資産を活用した新しいビジネスモデル構築への取り組みや、収益・コスト両面におけるカードビジネスの構造改革及びグループ内における事業ポートフォリオ再構築に向けた経営資源の再配分等を行い、新成長戦略の実現に向けたグループ経営基盤の強化を図ってまいります。

当連結会計年度を終えた時点で、当社グループにおける対処すべき事業上の課題及び諸施策は、次のとおりです。

① 顧客満足主義の徹底

お客様の「信頼」と「支持」を得ることこそが最大の経営課題であると考えております。「お客様が本当に欲しい商品やサービスに交換できるように」という差別化戦略の象徴である「永久不滅ポイント」をはじめ、公共料金や税金などの公金分野、日常的に使う交通分野でのカード決済推進、インターネットでのカード申込拡大など、今後とも革新的かつお客様からご支持いただけるサービスの創造に向けて、継続的に取り組んでまいります。

② 個人情報の適正管理

個人情報の管理は重要な経営課題であるとの認識の下、その適正管理に向けた全社的な取り組みを行っております。具体的には、不正アクセス・不正利用の防止を目的とした専用回線の利用、アクセス権限者の制限、アクセスコードの設定、情報媒体物の暗号化、情報端末設置場所への入退出管理等、セキュリティの強化を図っております。

さらに、個人情報に係る関連法令、社内規程及びマニュアルの遵守状況のチェック、情報システムの利用状況の監視、業務委託先の監督等、適正管理に必要な体制を構築しております。

加えて、コンプライアンス委員会を中心とした全社的な管理体制の構築、社内研修や啓蒙教育の実施、(社)日本クレジット協会の資格制度である「個人情報取扱主任者」の資格取得奨励等、従業員の個人情報適正管理意識の醸成とその浸透を図っております。

③ リテール金融業界再編への対応

業界のリーディングカンパニーとしての競争優位性を発揮しつつ、資本参加、事業買収等様々な手法を通じて、活発化するリテール金融業界再編への対応においても主導的な役割を發揮するよう努めてまいります。

また、㈱キュービタスを中心として、クレジット関連各社から要望の多い、プロセッシング機能のアウトソースや基幹システム等への接続に幅広く応えられる受託ビジネスプラットフォームを確立してまいります。

④ 商品競争力の強化

提携ネットワークの強化、新商品・新カード開発等において、常に競合他社に対し優位性を保てるよう差別化に努力してまいります。

また、クレジットカード事業に続く事業の柱として、信用保証、レンタル等のファイナンス事業の拡大を目指す一方、カード会員基盤を活用した新規ビジネス創造を積極的に推進し、ファイナンスカンパニーとしての確固たる地位を確保してまいります。

⑤ 情報システム運用への対応等

IT化社会の進展等を背景として、お客様に安心してカードをご利用いただくためには、システム・オペレーションにおける安全性・安定性の確保がより一層重要となっております。このような環境の下、自然災害、事故、コンピュータウィルス等によるシステム障害への対応や事務集中化によるシステム効率の向上等、システムの安全性・安定性の確保と効率化を実現いたしました。今後とも、システムの安全性・安定性の確保及び効率化へ向けて、継続して取り組んでまいります。

⑥ 信用リスク管理体制の強化

当社グループは、多重債務者の未然防止対応に注力し、継続的に債権内容の健全化に努めております。審査から回収にいたるオペレーション体制を常に改善し、効果的かつ効率的な与信・回収体制の再構築を図るとともに、環境変化に応じた審査基準の機動的な見直しを行っております。

また、お客様に安心してカードをご利用していただくために、新オーソリシステム「AURORA（オーロラ）」を導入するなど、今後とも適切な与信管理システムの整備に取り組んでまいります。

⑦ 資金調達安定化と多様化

金利変動リスクを踏まえて長期安定資金を確保するとともに、債権流動化の実施等により、マーケット環境の変化に柔軟に対応できる資金調達源の多様化を図ってまいります。

⑧ コーポレート・ガバナンス

企業情報開示の適正性及び適時性を確保することを目的に、社内規程の整備と情報開示委員会の設置により、経営の透明性及びアカウンタビリティを高めております。また、平成20年度から適用された金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応についても、専任事務局を中心に整備に取り組んでまいりました。

今後は、グループ各社との情報連携及びグループ経営管理体制の更なる強化を図り、連結企業価値向上に向けたグループ・ガバナンス体制の再構築を進めてまいります。

2. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 56 期 (平成17年4月～平成18年3月)	第 57 期 (平成18年4月～平成19年3月)	第 58 期 (平成19年4月～平成20年3月)	第59期 (当連結会計年度) (平成20年4月～平成21年3月)
営業収益(百万円)	274,666	333,683	345,586	327,089
経常利益(百万円)	71,149	80,157	58,111	30,953
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	42,219	14,821	26,755	△55,513
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	237.29	82.79	148.78	△308.25
総 資 産(百万円)	2,062,735	2,299,607	2,450,637	2,407,064
純 資 産(百万円)	360,717	399,828	418,661	320,595

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
特定目的会社MAPJ	4,680	※ 100.0	不動産流動化事業
(株)セゾンファンデックス	4,500	100.0	貸金業
(株)アトリウム	3,888	※ 41.8	不動産流動化事業
(株)コンチェルト	2,216	※ 100.0	遊技場経営、 会員制クラブ運営 及び不動産賃貸業
ジービーエヌ債権回収(株)	1,053	71.4	サービサー(債権回収)業
(株)アトリウム債権回収サービス	500	※ 100.0	サービサー(債権回収)業
(株)キューピタス	100	51.0	クレジットカード事業
(株)ハウスプランニング	60	※ 100.0	不動産流通業
(株)エー・アイ・シー	3	※ 100.0	不動産流動化事業
(有)グランデ・トラスト・ナイン	3	※ 100.0	不動産流動化事業
(有)エー・ダブリュ・スリー	3	※ 100.0	不動産流動化事業

- (注) 1. 議決権比率の※印には、子会社による間接所有を含んでおります。
2. 当社は、基本契約書の規定に従い、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法による99,027,000株（1株当たり払込金額112円、払込金額の総額11,091,024,000円）の㈱アトリウムによる第三者割当増資（以下「第一次増資」といいます。）の引受を行い、平成21年4月10日付で増資手続が完了してその効力が発生したことにより、当社及び当社子会社の保有株式数は117,727,000株（議決権比率81.8%）となりました。また、当社は、基本契約書の規定に従い、平成21年5月28日開催の㈱アトリウム定時株主総会において発行可能株式総数を575,248,800株まで増加させること等を内容とする定款の一部変更議案が承認され、当該定款変更の効力が発生することを条件として、平成21年6月1日を給付期日及び効力発生日とし、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法による431,248,800株（1株当たり払込金額112円、払込金額の総額48,299,865,600円）の㈱アトリウムによる第三者割当増資（以下「第二次増資」といいます。）を引き受ける予定です。この第二次増資の効力が発生することにより、当社及び当社子会社の保有株式数は548,975,800株（議決権比率95.4%）となる見込みです。さらに、当社は、基本契約書の規定に従い、平成21年6月17日に、株式交換に係る株式交換契約を㈱アトリウムとの間で締結し、株式交換の効力発生日である平成21年8月1日をもって㈱アトリウムを完全子会社とする予定です。なお、株式交換に際して、当社以外の㈱アトリウムの株主に対し、その所有する㈱アトリウムの普通株式1株につき0.13株の当社普通株式を割り当てること、基本契約書において規定されております。
3. 当連結会計年度より重要性が増加した特定目的会社MAPJ、(有)グランデ・トラスト・ナイン及び(有)エー・ダブルユースリーを連結子会社に含めております。
4. 当連結会計年度より株式を新規取得した㈱キューピタスを連結子会社に含めております。
5. 当連結会計年度より株式を追加取得した㈱ローソン・シーエス・カードを連結子会社に含めておりましたが、平成20年9月1日に当社が吸収合併したことにより連結子会社から除外しております。
6. 平成21年2月2日にジェーピーエヌ債権回収(株)は株式移転方式により当該会社の完全親会社となる純粋持株会社JPNホールディングス(株)を設立し、当該会社を純粋持株会社の完全子会社といたしました。
なお、平成21年2月2日でのJPNホールディングス(株)の資本金は1,000百万円、ジェーピーエヌ債権回収(株)の資本金は1,053百万円であります。
7. 平成21年2月16日をもって㈱コンチェルトが㈱エイ・アンド・エイを吸収合併いたしました。

4. 主要な事業内容

- (1) クレジットサービス事業…クレジットカード事業、サービサー（債権回収）事業等
- (2) ファイナンス事業……………信用保証事業、各種ローン事業、リース事業等
- (3) 不動産関連事業……………不動産流動化事業、サービサー事業、不動産融資保証事業、
戦略投資事業、不動産賃貸業等
- (4) エンタテインメント事業…アミューズメント事業等
- (5) その他の事業……………保険代理店業、情報処理サービス業、損害保険業等

(注) 平成21年3月25日をもって、上記の不動産関連事業のうち、不動産融資保証事業及び戦略投資事業から撤退しております。

5. 主要な営業所

- (1) 当社の主要な営業所

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	北海道支店	札幌市中央区	8	関西支店	大阪市中央区
2	東北支店	仙台市青葉区	9	中四国支店	広島市中区
3	北関東支店	さいたま市大宮区	10	九州支店	福岡市博多区
4	東関東支店	船橋市	11	債権管理センター	東京都文京区
5	東京支店	東京都文京区	12	信用管理センター	東京都豊島区
6	神奈川支店	横浜市西区	13	ローンセンター	大阪市中央区
7	東海支店	名古屋市中村区			

(2) 子会社の営業所

	名 称	本 社	主たる事業所及び店舗等
1	特定目的会社MAPJ	東京都港区	—
2	㈱セゾンファンデックス	東京都豊島区	営業部（大阪府）
3	㈱アトリウム	東京都千代田区	支店、営業所、オフィス (北海道、宮城県、愛知県、大阪府、福岡県)
4	㈱コンチェルト	東京都豊島区	アミューズメント施設 (青森県1店舗、宮城県1店舗、茨城県1店舗、 栃木県3店舗、埼玉県5店舗、千葉県2店舗、 東京都10店舗、新潟県5店舗) 会員制クラブ施設 (東京都1店舗) 賃貸物件 (千葉県1件、東京都4件、神奈川県3件、 新潟県1件)
5	ジェーピーエヌ債権回収㈱	東京都豊島区	管理センター (北海道、宮城県、埼玉県、新潟県、大阪府)
6	㈱アトリウム債権回収サービス	東京都千代田区	—
7	㈱キューピタス	東京都豊島区	クレジットセンター (東京都1件、大阪府1件)
8	㈱ハウスプランニング	東京都豊島区	—
9	㈱エー・アイ・シー	東京都千代田区	—
10	㈱グラนด์・トラスト・ナイン	東京都千代田区	—
11	㈱エー・ダブリュ・スリー	東京都千代田区	—

(注) 平成21年3月25日開催の㈱アトリウム取締役会において、㈱アトリウムの経営再建のための事業構造改革の一環として、㈱アトリウムの福岡営業所及び札幌オフィスについては、廃止することが決定されております。

6. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数 3,789名（前期末比318名増）

(注) 上記使用人の他に、嘱託、パート及びアルバイトを雇用しており、その期中平均雇用人員は5,092名（1日7.75時間換算）となっております。

(2) 当社の使用人数

性 別	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	605 名	118 名(減)	36.9 歳	11.9 年
女 性	1,585 名	174 名(減)	32.1 歳	8.2 年
合計又は平均	2,190 名	292 名(減)	33.4 歳	9.2 年

(注) 上記使用人の他に、嘱託、パート及びアルバイトを雇用しており、その期中平均雇用人員は1,096名（1日7.75時間換算）となっております。

7. 当社の主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
(株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	134,896 ^{百万円}
(株) 三 井 住 友 銀 行	84,806 ^{百万円}
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	73,679 ^{百万円}
農 林 中 央 金 庫	70,500 ^{百万円}
住 友 信 託 銀 行 (株)	55,162 ^{百万円}

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成21年3月25日開催された取締役会において、当社による(株)アトリウムの金融機関に対する債務についての免責的債務引受等及び(株)アトリウムに対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法による増資、並びに、当社を完全親会社、(株)アトリウムを完全子会社とする株式交換の実施について決議し、同日付で、当社と(株)アトリウムとの間でこれらの一連の再建支援について基本契約書を締結いたしました。

なお、債務引受等の詳細については、個別注記表（追加情報）を、増資及び株式交換の詳細については、3.「重要な子会社の状況」注2.を、それぞれご参照下さい。

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 181,884,725株
- (3) 当事業年度末の株主数 14,336名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	出資比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	18,951	10.42
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	15,309	8.42
(株) み ず ほ 銀 行	12,593	6.92
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口4G）	10,423	5.73
MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS	7,249	3.99
(株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,675	2.57
G O L D M A N . S A C H S & C O . R E G	4,193	2.31
(株) 西 武 百 貨 店	4,100	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,277	1.80
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	3,005	1.65

2. 当社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

発行決議の日	平成17年6月25日	
保有人数及び新株予約権の個数 当社取締役（社外取締役を除く）	12名	1,550個
当社社外取締役	—	—
当社監査役	1名	40個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	1,526,800株	
新株予約権の払込金額	無償	

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び法人等の代表状況等
代表取締役社長	林 野 宏	監査室・カード事業部 管掌
代表取締役副社長	前 川 輝 之	広報室・企画部・財務部・経営管理部・総務部 管掌
代表取締役専務	山 本 敏 晴	人事部・CS推進室・コンプライアンス部・システム企画部・クレジット事業部 管掌（兼）クレジット事業部長
専務取締役	宮 内 秀 機	
常務取締役	鈴 木 秀 敏	カード事業部長
常務取締役	稲 田 和 房	企画部・財務部 担当
常務取締役	高 橋 直 樹	セゾンレースホース㈱ 代表取締役社長 戦略投資部・ネット事業部・ファイナンス事業部 管掌
常務取締役	山 本 光 介	大和ハウスフィナンシャル㈱ 代表取締役副社長
取 締 役	山 路 孝 眞	営業推進事業部 管掌（兼）営業推進事業部長
取 締 役	横 井 千 香 子	販売促進部・金融商品部・カードファイナンス部・ローンセンター 担当
取 締 役	鈴 木 日 出 男	ソリューション一部・ソリューション二部・みずほ提携推進部・リース&レンタル部 担当
取 締 役	山 本 寛 壽	ファイナンス事業部長
取 締 役	金 子 美 壽	営業企画部・セゾンカード部・ミレニアムカード部・UCカード部・LABIカード部・ゴールド・AMEX部・高島屋カード部 担当
取 締 役	山 本 惠 朗 太	
常 勤 監 査 役	佐 藤 浩 通	
常 勤 監 査 役	櫻 井 勝 宏	
常 勤 監 査 役	富 澤 宏 太 郎	
常 勤 監 査 役	松 本 康 太 郎	
監 査 役	土 岐 敦 司	弁護士

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

- (1) 平成20年6月21日開催の第58回定時株主総会において、取締役金子美壽氏が新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 平成21年2月28日をもって、取締役梅野恭輔氏は辞任いたしました。
 - (3) 平成21年3月31日をもって、専務取締役宮内秀機氏、取締役横井千香子氏、取締役金洪太氏、監査役佐藤浩通氏は辞任いたしました。
2. 取締役山本恵朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役櫻井勝、富澤宏、松本康太郎、土岐敦司の4氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16 名 (1 名)	478百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (4 名)	68百万円 (50百万円)
合 計	21 名	546百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、平成21年2月28日をもって辞任した取締役1名、平成21年3月31日をもって辞任した取締役3名及び監査役1名に関する報酬等が含まれております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与72百万円（取締役72百万円）が含まれております。
4. 平成19年6月23日開催の第57回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額750百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額150百万円以内と決議いただいております。（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）
5. 当期末現在の取締役人員は15名、監査役人員は5名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	山 本 恵 朗	当期開催の取締役会27回のうち20回に出席しております。同氏は主に、金融業界で経営者として長年にわたり活躍され、豊富な経験と幅広い見識を有され、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	櫻 井 勝	当期開催の取締役会27回の全て及び監査役会16回の全てに出席しております。同氏は行政における豊富な経験と幅広い見識を基に意見を述べ、それぞれの意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	富 澤 宏	当期開催の取締役会27回の全て及び監査役会16回の全てに出席しております。同氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に意見を述べ、それぞれの意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	松 本 康 太 郎	当期開催の取締役会27回のうち23回及び監査役会16回のうち15回に出席しております。同氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に意見を述べ、それぞれの意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	土 岐 敦 司	当期開催の取締役会27回のうち23回及び監査役会16回のうち15回に出席しております。同氏は主に、弁護士として法務の専門的見地から意見を述べ、それぞれの意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である山本恵朗氏及び、社外監査役である櫻井勝、富澤宏、松本康太郎、土岐敦司の4氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・当社定款第30条及び第38条に基づく会社法第427条第1項の定めは、社外役員が会社法第423条第1項の行為により当社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときに限り、損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

(4) 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼務する他の会社名	兼務の内容
代表取締役副社長	前 川 輝 之	静 銀 セ ゾ ン カ ー ド (株)	取 締 役
		セ ゾ ン 自 動 車 火 災 保 険 (株)	取 締 役
		(株)セゾンファンデックス	取 締 役 会 長
代表取締役専務	山 本 敏 晴	(株) キ ュ ー ビ タ ス	取 締 役
		J P N ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	取 締 役
常 務 取 締 役	稲 田 和 房	セ ゾ ン レ ー ス ホ ー ス (株)	代 表 取 締 役 社 長
		高 島 屋 ク レ ジ ッ ト (株)	取 締 役
常 務 取 締 役	高 橋 直 樹	大 和 ハ ウ ス フ ィ ナ ン シ ャ ル (株)	代 表 取 締 役 副 社 長
常 務 取 締 役	山 本 光 介	出 光 ク レ ジ ッ ト (株)	取 締 役
		(株) キ ュ ー ビ タ ス	取 締 役
		(株)セゾン情報システムズ	取 締 役 会 長
		ユ ー シ ー カ ー ド (株)	取 締 役
取 締 役	山 路 孝 眞	セ ゾ ン 自 動 車 火 災 保 険 (株)	取 締 役
取 締 役	山 本 惠 朗	セ イ コ ー エ プ ソ ン (株)	監 査 役
		大 成 建 設 (株)	取 締 役
取 締 役	金 洪 太	(株) ア ト リ ウ ム	常 務 執 行 役 員
		(株)セゾン情報システムズ	取 締 役
常 勤 監 査 役	佐 藤 浩 通	(株)セゾン情報システムズ	監 査 役
常 勤 監 査 役	櫻 井 勝	(株) ア ト リ ウ ム	監 査 役
		(株) コ ン チ ェ ル ト	監 査 役
		J P N ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	監 査 役
		ジ ャ ー ピ ー エ ヌ 債 権 回 収 (株)	監 査 役
常 勤 監 査 役	富 澤 宏	セ ゾ ン 自 動 車 火 災 保 険 (株)	監 査 役
常 勤 監 査 役	松 本 康 太 郎	(株) キ ュ ー ビ タ ス	監 査 役
		(株)セゾンファンデックス	監 査 役
監 査 役	土 岐 敦 司	(株) パ ル コ	取 締 役
		(株) 丸 山 製 作 所	監 査 役

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	114百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	26百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	278百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して財務デューデリジェンスに係る業務及び財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは会計監査人を解任いたします。

取締役会は、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

目的

本基本方針は、会社法第362条第5項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムを構築する上で、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本基本方針に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものであり、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによって、その改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を維持することを目的とする。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号)

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と精度の向上に努めることとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書、決裁書等）は文書で記録し、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保存・管理するものとする。
- ② 各取締役及び各監査役が前項の情報の閲覧を要求した場合には、速やかに当該要求に対応できる体制を整える。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① リスク管理については、「損失の危険の管理に関する規程」及び「危機管理規程」の定めるところにより、リスク発生の予防及び発生時の適切な対応に努める。
- ② 前項のために、「損失の危険の管理に関する規程」及び「危機管理規程」の関係者に対し定期的な社内教育・訓練を行う。取締役会は定期的にこれらを点検し、是正・改善を指示することにより、リスク管理体制の維持に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ① 取締役の業務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。
 - ② 取締役は、管掌又は担当する部門の業務執行が効率的に行われるよう、「組織・業務分掌規程」に基づき適切に管理、監督する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ① 法令・定款及び「コンプライアンス規程」等の社内規程を遵守した職務執行のため、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス部を中心として、定期的な社内教育を通じて社員へ諸規程及び遵守体制の周知徹底を図る。
 - ② 法令・定款及び社内規程等に違反した事例を発見した場合の通報窓口は、『コンプライアンス相談窓口』とする。コンプライアンス委員会は、通報案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告し、当該違反の早期解決を図るものとする。
 - ③ 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの被害を防止するため、反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨むことを当社の行動基準に明記し、すべての社員がこの行動基準を遵守するよう周知徹底を図る。また、「特殊暴力防止対策連合会」への加盟や警察等関連機関との連携により、反社会的勢力による不当要求等には総務部が毅然と対応する。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 当社グループ内に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項について、企画部が「関係会社規程」に基づきグループ各社の業務執行状況を監督するとともに、グループ各社の主管部門と情報を共有し、グループにおける業務執行の適正性を確保することに努める。また、当社監査室がグループ各社の監査部門と連携し、必要に応じて監査を実施し、各社の業務執行の適正性についてモニタリングを行う。
 - ② 法令・定款及び社内規程に違反した事例を発見した場合の通報窓口として、『グループ内ホットライン』を設置し、当該違反の早期解決に役立て、当社グループの業務の適正性を確保することに努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- ① 監査役事務局は、監査役の職務を補助する。
 - ② 前項の事務局の具体的な人員、職務内容については、監査役会との協議により決定する。

- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
- ① 監査役事務局員の人事は、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 前項の事務局員は、内部監査業務以外の当社の業務執行にかかる職務を兼務しない。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- ① 取締役及び社員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
 - ② 取締役及び社員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、事件・事故、業務トラブル等の発生事実、及び社内監査の実施結果を職制を通じて遅滞なく監査役会に報告する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため重要な会議体に出席するとともに、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
 - ② 監査役会は、必要に応じて代表取締役社長と意見交換を行うほか、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
 - ③ 監査役会との情報共有を密にするために、コンプライアンス部及び監査室との連携を図る。

(注) 本事業報告中の記載金額は百万円未満を、また株式数につきましては千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,188,844	流動負債	972,235
現金及び預金	67,366	支払手形及び買掛金	205,375
割賦売掛金	1,728,312	短期借入金	398,192
リース投資資産	195,754	一年内返済予定の長期借入金	101,095
その他営業債権	730	一年内償還予定の社債	35,225
営業投資有価証券	2,499	コマニシャル・ペーパー	160,000
有価証券	1,000	一年内償還予定の債権流動化借入金	3,430
販売用不動産	189,709	リース債権	201
買取債権	21,142	未払法人税等	1,900
その他のたな卸資産	1,401	賞与引当金	2,289
繰延税金資産	24,574	役員賞与引当金	72
短期貸付金	3,465	利息返還損失引当金	15,646
その他の他	71,252	商品券回収損失引当金	162
貸倒引当金	△ 118,364	割賦利益繰延他	6,276
固定資産	217,798	固定負債	1,114,233
有形固定資産	47,918	社長借入金	246,337
建物	18,942	長期借入金	690,048
土地	15,742	債権流動化借入金	75,588
リース資産	480	リース債権	648
建設仮勘	425	退職給付引当金	3,238
その他の他	12,327	役員退職慰労引当金	142
無形固定資産	43,209	債務保証損失引当金	4,525
借地権	970	瑕疵保証引当金	86
ソフトウェア	23,847	ポイソンの引当金	53,538
リース資産	468	利息返還損失引当金	29,038
その他の他	17,923	負ののれ	1,417
投資その他の資産	126,670	その他	9,625
投資有価証券	65,445	負債合計	2,086,469
長期貸付金	15,367	純資産の部	
差入保証金	7,385	株主資本	316,695
繰延税金資産	36,813	資本金	75,929
その他の他	5,178	資本剰余金	81,572
貸倒引当金	△ 3,521	利益剰余金	165,291
繰延資産	421	自己株	△ 6,098
社債発行費	421	評価・換算差額等	1,606
資産合計	2,407,064	その他有価証券評価差額金	2,842
		繰延ヘッジ損益	△ 1,236
		新株予約権	0
		少数株主持分	2,293
		純資産合計	320,595
		負債・純資産合計	2,407,064

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
営業収益		
クレジットサービス事業収益		250,814
不動産関連事業利益		40,544
不動産関連事業利益	66,048	
不動産関連事業利益	53,048	13,000
エンタテインメント事業利益	92,372	
エンタテインメント事業利益	76,851	15,521
その他の事業利益	1,939	
その他事業利益	—	1,939
金		5,269
計		327,089
営業費用		
販売費及び一般管理費用		268,658
		23,882
計		292,540
営業利益		34,548
営業外収益		3,145
営業外費用		6,740
経常利益		30,953
特別利益		
投資有価証券売却益	12,834	
貸倒引当金戻入	2,192	
固定資産売却益	796	
事業構造改革損失引当金戻入	374	
その他	222	16,420
特別損失		
関係会社事業整理損	90,404	
投資有価証券売却損	1,634	
固定資産売却損	1,304	
減価償却損	1,001	
リース会計基準の適用に伴う影響額	776	
関係会社有価証券償還	503	
投資有価証券償還	404	
関係会社有価証券償還	112	
関係会社有価証券償還	41	
関係会社有価証券償還	24	
関係会社有価証券償還	1	
その他	313	96,523
税金等調整前当期純損失		49,149
法人税等	15,846	
法人税等	15,621	31,468
少数株主損失		25,104
当期純損失		55,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	75,684	81,330	225,855	△ 6,092	376,778
連結会計年度中の変動額					
連結子会社増加に伴う増減	—	—	△ 10	—	△ 10
新株の発行	244	244	—	—	488
剰余金の配当	—	—	△ 5,039	—	△ 5,039
当期純損失	—	—	△ 55,513	—	△ 55,513
自己株式の取得	—	—	—	△ 5	△ 5
自己株式の処分	—	△ 1	—	2	1
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	△ 2	△ 2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	244	242	△ 60,563	△ 5	△ 60,082
平成21年3月31日残高	75,929	81,572	165,291	△ 6,098	316,695

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日残高	10,171	△ 670	9,501	—	32,381	418,661
連結会計年度中の変動額						
連結子会社増加に伴う増減	—	—	—	—	—	△ 10
新株の発行	—	—	—	—	—	488
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 5,039
当期純損失	—	—	—	—	—	△ 55,513
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 5
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	△ 2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 7,328	△ 566	△ 7,895	0	△ 30,088	△ 37,983
連結会計年度中の変動額合計	△ 7,328	△ 566	△ 7,895	0	△ 30,088	△ 98,066
平成21年3月31日残高	2,842	△ 1,236	1,606	0	2,293	320,595

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

11社

(株)セゾンファンデックス
(新規)

(株)キュービタス

(株)ローソン・シーエス・カード

(当連結会計年度において、株式を、新規取得した(株)キュービタス及び追加取得した(株)ローソン・シーエス・カードを当連結会計年度より連結子会社に含めております。)

(有)エー・ダブリュ・スリー

(有)グランデ・トラスト・ナイン

特定目的会社MAPJ

(当連結会計年度において、重要性が増加した(有)エー・ダブリュ・スリー、(有)グランデ・トラスト・ナイン及び特定目的会社MAPJを当連結会計年度より連結子会社に含めております。)

(除外)

(株)エイ・アンド・エイ

(上記の除外は、平成21年2月16日付の(株)コンチェルトによる吸収合併のためであります。)

(株)ローソン・シーエス・カード

(上記の除外は、平成20年9月1日付の当社による吸収合併のためであります。)

(2) 主要な非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

(株)パディージャパン

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高（営業収益）、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 8社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)セゾン情報システムズ、セゾン自動車火災保険(株)、出光クレジット(株)、ユーシーカード(株)、りそなカード(株)、静銀セゾンカード(株)、大和ハウスフィナンシャル(株)、高島屋クレジット(株)
(株)ローソン・シーエス・カードについては、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社に含めておりましたが、当連結会計年度において株式を追加取得し、連結子会社化したことに伴い、持分法適用の関連会社から除外しております。)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社の名称

(株)パディージャパン、(株)エンタテインメントプラス

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 の 名 称

(有)エー・ダブリュ・スリー (12月31日)、(有)グランデ・トラスト・ナイン (12月31日)、特定目的会社MAPJ (12月31日)、(株)セゾンファンデックス (1月31日)、(株)ハウスプランニング (1月31日)、ジェーピーエヌ債権回収(株) (1月31日)、(株)アトリウム (2月28日)、(株)アトリウム債権回収サービス (2月28日)、(株)エー・アイ・シー (2月28日)、(株)コンチェルト (2月28日)

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、(株)コンチェルトは、平成21年2月16日付で(株)エイ・アンド・エイを吸収合併しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価については、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

買 取 債 権

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

販 売 用 不 動 産

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

そ の 他

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)但し、貯蔵品については最終仕入原価法

(会計方針の変更)

従来、たな卸資産の評価基準については、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。

この結果、従来の方と比較して、営業利益及び経常利益がそれぞれ678百万円減少し、税金等調整前当期純損失が719百万円増加しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 主として定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェアについては、利用可能期間(5年または10年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
割賦売掛金等の諸債権及びリース投資資産の貸倒損失に備えるため、一般債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てており、破産更生債権等については、回収不能見込相当額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ④ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- ⑤ 商品券回収損失引当金
当社が発行する商品券等の未回収分について、一定期間経過後に収益計上したものに對する将来の引換請求に備えるため、過去の回収実績を勘案した必要額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金
従業員に対する退職給付の支出に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～11年)による定額法により、過去勤務債務はその発生時から、数理計算上の差異は翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において、役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

- ⑧ 債務保証損失引当金
債務保証のうち提携金融機関が行っている個人向ローン等に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。
 - ⑨ 瑕疵保証引当金
販売用不動産の引渡後の瑕疵保証等による補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に補修見積額を計上しております。
 - ⑩ ポイント引当金
クレジットカードの利用促進を目的としてカード会員に提供しているポイント制度における将来の交換費用の支出に備えるため、交換実績等に基づき将来発生すると見込まれる交換費用負担額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
 - ② ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす取引については繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理によっております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式で計上しております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、均等償却しております。
 - ④ 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負のれんの償却に関する事項
のれん及び負のれんは、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計方針の変更

① 営業目的の出資等の計上区分

従来、「投資その他の資産」（投資有価証券）に含めて表示しておりました営業投資有価証券については、当連結会計年度において、重要性が増したため、当連結会計年度より流動資産の「営業投資有価証券」として表示しております。この変更による損益に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度末の「投資その他の資産」（投資有価証券）に含まれる当該営業投資有価証券の額は4,470百万円であります。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計審議会第一部会 平成5年6月17日（平成19年3月30日改正）企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会平成6年1月18日（平成19年3月30日改正）企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(借手側)

リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース契約締結日が会計基準等適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、会計基準等適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

リース契約締結日が会計基準等適用初年度開始の日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による場合と比べ、営業利益及び経常利益がそれぞれ943百万円増加し、税金等調整前当期純損失が943百万円減少しております。

上記の変更により連結貸借対照表において流動資産の「リース投資資産」が187,966百万円増加し、固定資産の「リース資産」が169,385百万円及び「ソフトウェア」が18,581百万円減少しております。

また、期首時点の「リース投資資産」に対する貸倒引当金の繰入額を変更し、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として503百万円を特別損失に計上しております。

さらに、従来、金融取引として処理をしていたリース債権の流動化のうち、当該流動化により譲渡したリース投資資産に含まれる将来のリース料を收受する権利に係る部分において、金融資産の消滅の要件を満たしているものについては、譲渡の処理を行っております。

(2) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「販売用不動産」「買取債権」「その他のたな卸資産」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「たな卸資産」に含まれる「販売用不動産」「買取債権」「その他のたな卸資産」は、それぞれ164,016百万円、29,926百万円、4,085百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

当連結会計年度末において、流動化している割賦売掛金残高は次のとおりであります。

カードショッピング

一回払い債権等 164,000百万円

カードキャッシング

リボルビング払い債権 6,060百万円

なお、割賦売掛金に含まれている流動化に伴う信託受益権及び未収金債権は次のとおりであります。

カードショッピング

一回払い債権等 195,689百万円

カードキャッシング

リボルビング払い債権 38,547百万円

また、割賦売掛金残高には、通常取引に基づいて取得した営業上の信託受益権109百万円が含まれております。

2. リース投資資産

当連結会計年度において、流動化しているリース投資資産残高は13,100百万円であります。

なお、リース投資資産に含まれている流動化に伴う信託受益権は26,993百万円であります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 34,694百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保資産に係る債務	
種 類	期末残高	種 類	期末残高
割賦売掛金	40,000百万円	債権流動化借入金	79,019百万円
リース投資資産	39,019百万円		
販売用不動産	24,000百万円	社債	10,000百万円
合計	103,019百万円	合計	89,019百万円

(注) 債権流動化借入金には、一年内返済予定の債権流動化借入金を含みます。

5. 投資有価証券のうち432百万円については、株券貸借契約を締結しております。

6. 偶発債務

債務保証

提携金融機関が行っている個人向ローンに係る顧客	172,135百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	230百万円
提携金融機関等が行っている不動産担保ローンに係る顧客	2,688百万円
計	175,054百万円

7. 「一年内返済予定の債権流動化借入金」及び「債権流動化借入金」は、割賦売掛金及びリース投資資産の流動化に伴い発生した債務であります。

8. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社及び連結子会社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

利用限度額の総額	9,041,580百万円
貸出実行残高	649,947百万円
差引額	8,391,633百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、その殆どがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

また、上記には流動化しているカードキャッシングリボルビング払い債権に係る金額が含まれております。

(借手側)

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに準ずる借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	155,000百万円
借入実行残高	35,000百万円
差引額	120,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 投資有価証券売却益

Visa Inc. 株式の売却益11,382百万円が含まれております。

2. 関係会社事業整理損失

当社の連結子会社である㈱アトリウムの事業撤退に伴い、当連結会計年度において関係会社事業整理損失を計上しております。関係会社事業整理損失の内訳は次のとおりであります。

たな卸資産評価損	45,529百万円
貸倒引当金繰入額	27,218百万円
営業投資有価証券評価損	15,299百万円
投資有価証券評価損	258百万円
減損損失	47百万円
その他	2,051百万円
計	90,404百万円

3. 減損損失

当社及び当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

遊技施設（関東甲信越）

建物、その他（器具備品）、その他（電話加入権）

運営施設（関東）

建物、その他（器具備品）、ソフトウェア

賃貸用不動産（東北）

建物

(経緯)

遊技施設、運営施設及び賃貸用不動産については、営業損益の悪化が見られると同時に短期的に業績の回復が見込まれないため、減損損失の計上に至りました。

(減損損失の金額)

有形固定資産	
建物	565百万円
その他（器具備品）	210百万円
無形固定資産	
ソフトウェア	0百万円
その他（電話加入権）	0百万円
合計	776百万円

(回収可能価額の算定方法)

遊技施設、運営施設及び賃貸用不動産については、回収可能価額として使用価値を使用しており、その算定の際に適用した割引率は4.0%であります。

(グルーピングの方法)

当社及び当社グループは、損益管理を合理的に行える事業単位によって資産グルーピングを行っております。

なお、賃貸用不動産及び稼働休止資産については物件単位、運営施設及び遊技施設については施設単位によって資産グルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 181,884,725株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,039百万円	28円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催予定の定時株主総会において次の議案を付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,406百万円	30円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

決議	株式の種類	目的となる株式の数
平成17年6月25日株主総会	普通株式	1,526,800株

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,766円95銭
- 1株当たり当期純損失 308円25銭

(企業結合等に関する注記)

(パーチェス法適用)

当社は、平成20年2月20日開催の取締役会において、当社、㈱みずほ銀行及びビューシーカード㈱が、平成19年5月17日に締結した業務再編契約に基づき、平成20年4月1日を効力発生日とする物的吸収分割（以下、「本分割」）により、当社のクレジットカードに関するプロセッシング業務を分割し、㈱キュービタスへ承継することを決議し、実行いたしました。また、平成20年3月26日開催の取締役会において、本分割に伴う事業承継完了後、㈱キュービタスの株式の51.0%を取得し、子会社化することを決議し、実行いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、取得した議決権比率

① 被取得企業の名称及び事業の内容

㈱キュービタス クレジットカードプロセッシング業務受託事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、当社、㈱みずほ銀行及びユーシーカード㈱が、平成19年5月17日に締結した業務再編契約に基づき、平成20年4月1日を効力発生日として、当社のクレジットカードに関するプロセッシング業務を分割し、㈱キュービタスへ承継いたしました。会社分割に伴う事業承継完了後、㈱キュービタスの株式の51.0%を取得いたしました。今後、㈱キュービタスは、クレジットカードプロセッシング分野における当社の子会社として事業展開すると共に、クレジットカード分野のみならず幅広い決済業務を担うことのできる「総合プロセッシングサービス会社」を目指してまいります。

③ 企業結合日

平成20年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 取得した議決権比率

51.0%

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得価額及びその内訳

取得価額 255百万円

(内訳 ㈱キュービタス普通株式510株)

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額

該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんは金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る

連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

該当事項はありません。

(追加情報)

(関係会社事業整理の実施)

当社は、平成21年3月25日開催された取締役会において、当社による㈱アトリウムの金融機関に対する債務の免責的債務引受等による有利子負債の一本化、及び㈱アトリウムに対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法による第三者割当増資、並びに、当社を完全親会社、㈱アトリウムを完全子会社とする株式交換の実施の方針について決議し、当社と㈱アトリウムとの間で同日付で、債務引受等に関する契約書及び本再建支援についての基本契約書を締結いたしました。

1. 目的及び経緯等

㈱アトリウムは、今回の業績低迷を招いた最大の要因である大型開発案件への投資の傾注からの脱却を図り、不動産流動化事業及びスペシャルサービス事業へ特化するため、不動産融資保証事業及び戦略投資事業から撤退することを決定いたしました。これに伴い、平成21年2月期連結決算において特別損失を91,063百万円計上し、54,398百万円の債務超過となったこと等により、継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨の注記が付される状況となりました。今後は、同社の経営再建を図ることが当社グループの企業価値を確保し、当社及び㈱アトリウムの株主の皆様への最善の利益に資すると判断いたしました。

2. 契約の相手先の名称

(株)アトリウム

3. 締結の時期

平成21年3月25日

4. 契約の概要

(1) 免責的債務引受委託及び準消費貸借契約

(株)アトリウムの借入金のうち、当社からの借入金、無担保社債並びに劣後債及び劣後ローンを除いたもの（総額90,684百万円）及び金利スワップ契約（想定元本54,887百万円）について、当社が平成21年3月31日付で免責的債務引受を行いました。また、当該免責的債務引受の対象となる借入債務の弁済に要する元本、利息、遅延損害金その他の費用について、(株)アトリウムが当社に対して償還する義務を負うとともに、当該償還義務に係る金銭を目的とする準消費貸借を行いました。

(2) 第三者割当増資

基本契約書に基づき、平成21年4月10日に第一次の第三者割当増資を実施いたしました。なお、本増資は平成21年3月25日付金銭消費貸借契約に基づく金銭債権を現物出資財産として給付する方法（デット・エクイティ・スワップ）によるため手取金はなく、11,091百万円の(株)アトリウムの有利子負債が減少しております。また、平成21年5月28日開催予定の(株)アトリウム第30回定時株主総会において発行可能株式総数を会社法上許容される範囲で、575,248,800株まで増加させることを内容とする定款の一部変更が決議されることを前提とした第二次の第三者割当増資の実施についても、第一次の第三者割当増資と同じ方法で行うことを基本契約書において定めております。

(3) 株式交換

株式交換に際して、(株)アトリウムの普通株式1株につき、0.13株の当社普通株式の割当及び株式交換の効力発生日である平成21年8月1日をもって、(株)アトリウムは当社の完全子会社になることについて、基本契約書において定めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
営業収益 クレジットトサービスマス事業益 レジックトあつせじん業収 総合品一務のイナロ一連事業 個人力業そア用種一産産産業 フ信各り不動産関連事業 不不のののののののののの そそそそそそそそそそそそ 金	112,933 532 89,652 16,095 5,529 9,494 19,216 10,205 514 483 1,939 —	224,742 38,915 31 1,939 5,271 270,900
営業費用 販売費及び一般管 支そ払のり 計	18,530 3,000	220,708 21,530 242,239
営業利益 営業外 計		28,661 3,922 360 32,223
特別損失 投資事業 特 関係 引当金 前住当 法人税 引当金 計	12,833 2,039 374 82 60,413 8,166 503 482 420 174 24 15 308	15,329 70,508 22,955 22,017 44,972
特別損失 投資事業 特 関係 引当金 前住当 法人税 引当金 計	12,142 9,875	22,017 22,017 44,972
当期純損 計		44,972

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計			
平成20年3月31日残高	75,684	79,089	1,896	80,985	3,020	162,455	35,278	200,753	△ 5,581	351,841
事業年度中の変動額										
新株の発行	244	244	—	244	—	—	—	—	—	488
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	20,000	△20,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 5,043	△ 5,043	—	△ 5,043
当期純損失	—	—	—	—	—	—	△44,972	△44,972	—	△44,972
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
自己株式の処分	—	—	△ 1	△ 1	—	—	—	—	△ 5	△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	244	244	△ 1	242	—	20,000	△70,016	△50,016	△ 2	△49,532
平成21年3月31日残高	75,929	79,333	1,894	81,227	3,020	182,455	△34,738	150,736	△ 5,584	302,308

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	10,059	△ 381	9,678	361,519
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	488
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 5,043
当期純損失	—	—	—	△ 44,972
自己株式の取得	—	—	—	2
自己株式の処分	—	—	—	△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 7,180	△ 575	△ 7,756	△ 7,756
事業年度中の変動額合計	△ 7,180	△ 575	△ 7,756	△ 57,289
平成21年3月31日残高	2,879	△ 957	1,921	304,230

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価については、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

(会計方針の変更)

従来、たな卸資産の評価基準については、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェアについては利用可能期間(5年または10年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 ……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の諸債権及びリース投資資産の貸倒損失に備えるため、一般債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てており、破産更生債権等については、回収不能見込相当額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(5) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6) 商品券回収損失引当金

当社が発行する商品券等の未回収分について、一定期間経過後に収益計上したものに対する将来の引換請求に備えるため、過去の回収実績を勘案した必要額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、過去勤務債務はその発生時から、数理計算上の差異は翌期から費用処理しております。

(8) 債務保証損失引当金

債務保証のうち提携金融機関が行っている個人向ローン等に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。

(9) ポイント引当金

クレジットカードの利用促進を目的としてカード会員に提供しているポイント制度における将来の交換費用の支出に備えるため、交換実績等に基づき将来発生すると見込まれる交換費用負担額を計上しております。

4. 収益の計上基準

収益の計上は、次の方法によっております。

総合あっせん

顧客手数料 …………… 残債方式又は7・8分法

加盟店手数料 …………… 期日到来基準

個品あっせん

顧客手数料 …………… 残債方式又は7・8分法

加盟店手数料 …………… 期日到来基準

信用保証 …………… 残債方式

カードキャッシング …………… 残債方式

各種ローン …………… 残債方式

業務代行 …………… 取扱高発生基準

リース …………… 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

商品販売 …………… 販売基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす取引については繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式で計上しております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、均等償却しております。

(会計方針の変更)

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計審議会第一部会 平成5年6月17日(平成19年3月30日改正)企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会平成6年1月18日(平成19年3月30日改正)企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(借手側)

リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース契約締結日が会計基準等適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準等適用初年度の前事業年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、会計基準等適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

リース契約締結日が会計基準等適用初年度開始の日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による場合と比べ、営業利益及び経常利益がそれぞれ943百万円増加し、税引前当期純損失が943百万円減少しております。上記の変更により貸借対照表において流動資産の「リース投資資産」が188,002百万円増加し、固定資産の「リース資産」が169,421百万円及び「ソフトウェア」が18,581百万円減少しております。

また、期首時点の「リース投資資産」に対する貸倒引当金の繰入額を変更し、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として503百万円を特別損失に計上しております。

なお、従来、金融取引として処理をしていたリース債権の流動化のうち、当該流動化により譲渡したリース投資資産に含まれる将来のリース料を収受する権利に係る部分において、金融資産の消滅の要件を満たしているものについては、譲渡の処理を行っております。

(表示方法の変更)

当事業年度において、関係会社の再建支援に伴い当該関係会社向けの貸付金が増加したことを契機に、関係会社向け貸付金の表示方法について見直した結果、従来「割賦売掛金」に含めて表示しておりました関係会社向け貸付金については、当事業年度より流動資産の「関係会社短期貸付金」及び投資その他の資産の「関係会社長期貸付金」として区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度末の「割賦売掛金」に含まれる当該関係会社貸付金の額は55,803百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

割賦売掛金残高の内訳

部 門 別	期 末 残 高
総合あっせん(注)1	726,021百万円
個品あっせん	6,597百万円
カードキャッシング(注)1	587,988百万円
業務代行	32,598百万円
信用保証	839百万円
各種ローン(注)2	115,646百万円
リース	14,438百万円
計	1,484,130百万円

(注) 1 当事業年度末において、流動化している割賦売掛金残高は次のとおりであります。

カードショッピング(総合あっせん)

1 回払い債権等 164,000百万円

カードキャッシング

リボルビング払い債権 6,060百万円

なお、割賦売掛金に含まれている流動化に伴う信託受益権及び未収金債権は次のとおりであります。

カードショッピング(総合あっせん)

1 回払い債権等 195,689百万円

カードキャッシング

リボルビング払い債権 38,547百万円

(注) 2 通常取引に基づいて取得した営業上の信託受益権109百万円が含まれております。

2. リース投資資産

当事業年度において、流動化しているリース投資資産残高は13,100百万円であります。

なお、リース投資資産に含まれている流動化に伴う信託受益権は26,993百万円であります。

3. 割賦利益繰延

部 門 別	期 末 残 高	(うち加盟店手数料)
総合あっせん	5,640百万円	(5,109百万円)
個品あっせん	635百万円	(62百万円)
計	6,276百万円	(5,171百万円)

4. 有形固定資産の減価償却累計額

9,128百万円

5. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保資産に係る債務	
種 類	期末残高	種 類	期末残高
割賦売掛金	40,000百万円	債権流動化借入金	79,019百万円
リース投資資産	39,019百万円		
合計	79,019百万円	合計	79,019百万円

(注) 債権流動化借入金には、一年内返済予定の債権流動化借入金を含みます。

6. 「一年内返済予定の債権流動化借入金」及び「債権流動化借入金」は、割賦売掛金及びリース投資資産の流動化に伴い発生した債務であります。

7. 投資有価証券のうち432百万円及び関係会社株式のうち262百万円については、株券貸借契約を締結しております。

8. 偶発債務

(1) 債務保証

提携金融機関が行っている個人向ローンに係る顧客	172,135百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	230百万円
計	172,365百万円

(2) 会社分割により㈱コンチェルトに承継した預り保証金等に関し返還義務が生じた場合の債務について債権者に対し連帯債務を負っておりますが、負担割合は㈱コンチェルト100%とすることで同社と合意しており、貸借対照表に連帯債務の金額は計上していません。なお当事業年度末における連帯債務残高は、964百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権・債務

金 銭 債 権	400,267百万円
金 銭 債 務	80,820百万円

10. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

利用限度額の総額	9,363,004百万円
貸出実行残高	691,925百万円
差引額	8,671,078百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、その殆どがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

また、上記には流動化しているカードキャッシングリボルビング払い債権に係る金額が含まれております。

(借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに準ずる借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	155,000百万円
借入実行残高	35,000百万円
差引額	120,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 部門別取扱高

部 門 別	取 扱 高	(うち元本取扱高)
総合あっせん	3,891,076百万円	(3,889,936百万円)
個品あっせん	5,784百万円	(5,270百万円)
カードキャッシング	765,385百万円	(765,385百万円)
業務代行	1,347,260百万円	(1,347,260百万円)
信用保証	107,532百万円	(107,532百万円)
各種ローン	326,170百万円	(326,170百万円)
リース	100,272百万円	
不動産	514百万円	
その他	16,177百万円	
計	6,560,174百万円	

(注) 部門別取扱高の「カードキャッシング」及び「各種ローン」は融資取扱高であります。

2. 関係会社との取引高

営業収益	19,521百万円
営業費用	46,759百万円
営業取引以外の取引高	1,869百万円

3. 投資有価証券売却益

Visa Inc. 株式の売却益11,382百万円が含まれております。

4. 関係会社再建支援損失

当社の子会社である㈱アトリウムの再建支援に伴い、貸倒引当金繰入額55,145百万円及び投資損失引当金繰入額5,268百万円を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式

普通株式

1,514,417株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失累計額	297百万円
営業権	1,671百万円
投資有価証券	493百万円
関係会社株式	5,519百万円
貸倒引当金	37,074百万円
投資損失引当金	2,144百万円
利息返還損失引当金	16,166百万円
未払費用	322百万円
未払事業税	73百万円
退職給付引当金	1,186百万円
ポイント引当金	21,789百万円
その他の引当金	2,462百万円
長期前受収益	488百万円
繰延ヘッジ損失	672百万円
その他の他	1,792百万円
繰延税金資産小計	92,157百万円
評価性引当額	△34,974百万円
繰延税金資産合計	57,183百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,975百万円
繰延ヘッジ利益	15百万円
その他の他	647百万円
繰延税金負債合計	2,637百万円
繰延税金資産の純額	54,545百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 1,287百万円
2. 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額 895百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 417百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アトリウム	直接38.9% 間接 2.9%	役員の兼任	当社割賦売掛金等 に対する債務被保 証(注1)	123,603	—	—
				資金の貸付 (注2)	289,660	関係会社 長期貸付金	289,660
子会社	㈱グラン デ・トラスト ・ナイン	間接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	—	関係会社 長期貸付金	28,000
関連 会社	ユーシー カード㈱	直接31.0%	役員の兼任	加盟店精算及び割 賦売掛金の回収 (注3)	1,211,980	買掛金	69,124
						未収入金	7,769

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の不動産担保融資に係る顧客が当社に対して負担する貸金債務を、㈱アトリウムが連帯保証して
おります。当社が支払う保証料は、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 貸付の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
なお、㈱アトリウムへの長期貸付金に対し貸倒引当金を55,145百万円計上し、また、同社の当社保有
株式に対する投資有価証券評価損5,718百万円及び投資損失引当金を5,268百万円計上しております。
3. 加盟店精算及び割賦売掛金の回収に係る委託料は、市場価格等を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,686円70銭
- 1株当たり当期純損失 249円40銭

(企業結合等に関する注記)

1. ㈱キュービタスへの会社分割

当社は、平成20年4月1日を効力発生日とする物的吸収分割（以下、「本分割」）により、
当社のクレジットカードに関するプロセッシング業務を分割し㈱キュービタスへ承継しました。
また、本分割に伴う事業承継完了後、㈱キュービタスの株式の51.0%を取得し、子会社化
しました。

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的
形式を含む事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
㈱キュービタス
- ② 分離した事業の内容
クレジットカードプロセッシング業務受託事業
- ③ 事業分離を行った主な理由

当社は、当社及びユーシーカード㈱が、クレジットカード分野におけるプロセッシング
業務を㈱キュービタスに集約し「品質の向上」「コスト削減」「他社からの受託」の
更なる推進を図り、質量ともに日本最高水準を誇る「総合プロセッシングサービス会社」
を目指して事業展開を行うことが適切であると判断し、当社の審査・インフォメーション・
プロモーション・途上与信の各業務（一部業務を除く）を、会社分割により分社化した
ました。

- ④ 事業分離日
平成20年4月1日
 - ⑤ 法的形式を含む事業分離の概要
当社を分割会社とし、ユーシーカード㈱が設立する新会社を承継会社とする分社型の吸収分割
- (2) 実施した会計処理の概要
- ① 移転損益の金額
該当事項はありません。
 - ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びに主な内訳

科 目	帳簿価額 (百万円)	科 目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	1,452	流動負債	6,995
固定資産	6,182	固定負債	640
合 計	7,635	合 計	7,635

2. ㈱ローソン・シーエス・カードの吸収合併

当社は、平成20年9月1日を効力発生日として当社の全額出資の子会社である㈱ローソン・シーエス・カードを吸収合併いたしました。

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称：当社の連結子会社である、㈱ローソン・シーエス・カードのクレジットサービス事業
事業の内容：クレジットカード事業等
 - ② 企業結合の法的形式
当社を吸収合併存続会社とし、㈱ローソン・シーエス・カードを吸収合併消滅会社とする吸収合併
 - ③ 結合後企業の名称
株式会社クレディセゾン
 - ④ 取引の目的を含む取引の概要
㈱ローソン・シーエス・カードは、クレジットカードのプロセッシング業務を当社に業務委託しておりました。当社のクレジットカード事業と統合することにより、経営効率及び業務効率の向上と、営業活動やプロモーションにおけるシナジー効果が見込まれるため合併いたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。なお、当社が引き継いだ資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳は、次のとおりであります。

科 目	帳簿価額 (百万円)	科 目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	47,487	流動負債	47,520
固定資産	417	固定負債	57
合 計	47,905	合 計	47,577

(追加情報)

(関係会社再建支援の実施)

当社は、平成21年3月25日開催された取締役会において、当社による㈱アトリウムの金融機関に対する債務の免責的債務引受等による有利子負債の一本化、及び㈱アトリウムに対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法による第三者割当増資、並びに、当社を完全親会社、㈱アトリウムを完全子会社とする株式交換の実施の方針について決議し、当社と㈱アトリウムとの間で同日付で、債務引受等に関する契約書及び本再建支援についての基本契約書を締結いたしました。

1. 目的及び経緯等

㈱アトリウムは、今回の業績低迷を招いた最大の要因である大型開発案件への投資の傾注からの脱却を図り、不動産流動化事業及びスペシャルサービサー事業へ特化するため、不動産融資保証事業及び戦略投資事業から撤退することを決定いたしました。これに伴い、平成21年2月期連結決算において特別損失を91,063百万円計上し、54,398百万円の債務超過となったこと等により、継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨の注記が付される状況となりました。今後は、同社の経営再建を図ることが当社グループの企業価値を確保し、当社及び㈱アトリウムの株主の皆様のご最善の利益に資すると判断いたしました。

2. 契約の相手先の名称

㈱アトリウム

3. 締結の時期

平成21年3月25日

4. 契約の概要

(1) 免責的債務引受委託及び準消費貸借契約

㈱アトリウムの借入金のうち、当社からの借入金、無担保社債並びに劣後債及び劣後ローンを除いたもの（総額90,684百万円）及び金利スワップ契約（想定元本54,887百万円）について、当社が平成21年3月31日付で免責的債務引受を行いました。また、当該免責的債務引受の対象となる借入債務の弁済に要する元本、利息、遅延損害金その他の費用について、㈱アトリウムが当社に対して償還する義務を負うとともに、当該償還義務に係る金銭を目的とする準消費貸借を行いました。

(2) 第三者割当増資

基本契約書に基づき、平成21年4月10日に第一次の第三者割当増資を実施いたしました。なお、本増資は平成21年3月25日付金銭消費貸借契約に基づく金銭債権を現物出資財産として給付する方法（デット・エクイティ・スワップ）によるため手取金はなく、11,091百万円の㈱アトリウムの有利子負債が減少しております。また、平成21年5月28日開催予定の㈱アトリウム第30回定時株主総会において発行可能株式総数を会社法上許容される範囲で、575,248,800株まで増加させることを内容とする定款の一部変更が決議されることを前提とした第二次の第三者割当増資の実施についても、第一次の第三者割当増資と同じ方法で行うことを基本契約書において定めております。

(3) 株式交換

株式交換に際して、㈱アトリウムの普通株式1株につき、0.13株の当社普通株式の割当及び株式交換の効力発生日である平成21年8月1日をもって、㈱アトリウムは当社の完全子会社になることについて、基本契約書において定めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月15日

株式会社 クレディセゾン
取締役 会 御中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定社員 公認会計士 井 口 芳 夫 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井 上 雅 彦 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山 本 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレディセゾンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレディセゾン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計審議会第一部会 平成5年6月17日（平成19年3月30日改正）企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会平成6年1月18日（平成19年3月30日改正）企業会計基準適用指針第16号）が適用されることとなるため、この会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月15日

株式会社 クレディセゾン
取締役会 御中

監 査 法 人 ト ー マ ヅ

指定社員 公認会計士 井 口 芳 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 上 雅 彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 本 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレディセゾンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計審議会第一部会 平成5年6月17日（平成19年3月30日改正）企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成6年1月18日（平成19年3月30日改正）企業会計基準適用指針第16号）が適用されることとなるため、この会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成21年 5 月20日

株式会社 クレディセゾン

代表取締役社長 林 野 宏 殿

株式会社クレディセゾン監査役会

常勤監査役(社外監査役) 富 澤 宏 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 櫻 井 勝 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 松 本 康太郎 ㊟

監 査 役(社外監査役) 土 岐 敦 司 ㊟

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図りながら、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。さらに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当期は繰越利益剰余金がマイナスとなりましたが、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金取り崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 50,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 50,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化に向けた取り組みが、株主価値の増大のために重要であると考え、これらを実現する一定の内部留保金の維持を図るとともに、株主の皆様へ適切かつ安定的、継続的な配当を併せて行っていききたいと考えております。

以上を踏まえ、当期の期末配当につきましては、下記のとおり、前期に比べ1株につき2円増配し、30円の配当をさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は5,411,109,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 決済合理化法施行に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係わる経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

(2) 取締役の任期短縮に伴う変更

経営環境の変化に対応した機動的な経営体制を構築するとともに、経営に対する株主の信任を毎年得るため、取締役の任期を2年より1年に変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は100株とする。 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>第9条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10～12条</u> (条文省略)</p> <p><u>第13条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第14～21条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (削 除)</p> <p><u>第7条 (単元株式数)</u> (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>第8条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p><u>第9～11条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第12条 (株主名簿管理人)</u> (現行どおり) ② <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第13～20条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23～42条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第22～41条 〈現行どおり〉</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株式名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

平成21年2月28日付をもって取締役梅野恭輔氏、平成21年3月31日付をもって取締役宮内秀機、横井千香子、金洪太の3氏が辞任され、本総会終結の時をもって取締役林野宏、前川輝之、山本敏晴、鈴木秀敏、稲田和房、高橋直樹、山本光介、山路孝眞、鈴木日出男、山本寛、金子美壽、山本恵朗の12氏が任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	りん の ひろし 林野 宏 (昭和17年8月5日生)	昭和40年4月 株式会社西武百貨店入社 昭和57年3月 当社入社 クレジット本部営業企画部長 昭和58年4月 当社取締役 昭和60年4月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成12年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年6月 株式会社りそな銀行取締役 平成15年6月 株式会社りそなホールディングス取締役	51,545株
2	まえ かわ てる ゆき 前川 輝之 (昭和17年1月24日生)	昭和39年3月 当社入社 平成3年4月 当社営業一部長(兼)営業推進部長 平成3年6月 当社取締役 平成10年4月 当社常務取締役 平成13年2月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務 平成17年4月 当社代表取締役副社長(現任) 平成19年3月 当社経営本部長	15,950株
3	やま もと とし はる 山本 敏晴 (昭和19年9月11日生)	昭和43年4月 株式会社西武百貨店入社 平成元年7月 当社入社 営業計画部長 平成6年6月 当社取締役 平成13年2月 当社常務取締役 平成17年3月 当社クレジット本部長 平成17年4月 当社専務取締役 平成19年3月 当社代表取締役専務(現任) 平成20年3月 当社クレジット事業部長(現任)	34,730株
4	すず き ひで とし 鈴木 秀敏 (昭和24年4月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年2月 当社戦略本部長(兼)営業開発部長・企画室担当 平成13年6月 当社取締役 平成16年2月 当社常務取締役(現任) 平成17年3月 当社戦略本部長 平成19年3月 当社カード本部長 平成21年3月 当社カード事業部長(現任)	27,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
5	いな だ かず ふさ 稲 田 和 房 (昭和21年2月13日生)	昭和45年3月 当社入社 平成13年2月 当社人事部長 平成13年6月 当社取締役 平成16年2月 当社常務取締役(現任) 平成17年3月 当社カード本部長 平成19年3月 当社管理本部長	11,200株
6	たか はし なお き 高 橋 直 樹 (昭和25年8月5日生)	昭和49年4月 株式会社富士銀行(現(株)みずほ フィナンシャルグループ) 入行 平成15年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員大阪営業第二部長 平成16年4月 同行常務執行役員営業担当役員 平成17年4月 当社入社 顧問 平成17年6月 当社常務取締役(現任) 平成19年3月 当社戦略本部長	3,200株
7	やま もと みつ すけ 山 本 光 介 (昭和24年4月13日生)	昭和47年4月 株式会社富士銀行(現(株)みずほ フィナンシャルグループ) 入行 平成13年6月 同行執行役員支店部長 平成16年4月 ユーシーカード株式会社専務取締役 平成17年6月 当社取締役 平成17年10月 ユーシーカード株式会社(UC会員 事業会社) 代表取締役社長 平成18年1月 当社常務取締役(現任) 平成19年3月 当社カード本部副本部長(兼) UC事業 部長 平成20年3月 当社カード事業部長 平成21年3月 当社営業推進事業部長(現任)	2,800株
8	やま じ たか よし 山 路 孝 眞 (昭和28年9月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年2月 当社西日本事業部長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成19年3月 当社セゾン事業部長	8,500株
9	すず き ひ でお 鈴 木 日 出 男 (昭和31年9月3日生)	昭和55年4月 株式会社西武百貨店入社 平成5年5月 当社入社 平成8年3月 当社アフィニティカード部長 平成16年6月 出光クレジット株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年3月 当社入社 営業本部長 平成18年6月 当社取締役(現任)	3,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
10	やま もと ひろし 山本 寛 (昭和30年6月4日生)	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行（現㈱みずほ フィナンシャルグループ） 入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 業務推進部 参事役 平成14年10月 同行大阪営業第三部長 平成17年4月 同行営業第十二部長 平成18年3月 同行執行役員営業第十二部長 平成19年4月 当社入社 顧問 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成20年3月 当社ファイナンス事業部長（現任）	2,600株
11	かね こ はる ひさ 金子 美 壽 (昭和31年11月27日生)	平成2年1月 当社入社 平成19年3月 当社東日本事業部長 平成19年9月 当社カード本部部長 平成20年3月 当社営業企画部長 平成20年6月 当社取締役（現任）	4,300株
12	やま もと よし ろう 山本 惠 朗 (昭和11年3月8日生)	昭和34年4月 株式会社富士銀行（現㈱みずほ フィナンシャルグループ） 入行 昭和62年6月 同行取締役本店審議役 平成8年6月 同行頭取 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 取締役会長 平成14年7月 財団法人松翁会理事長 平成15年6月 当社取締役（現任）	2,400株
13	かく しょう じゅん じ 覚 正 純 司 (昭和36年5月21日生)	昭和59年4月 株式会社三和銀行（現㈱三菱東京 UFJ銀行） 入行 平成17年11月 当社入社 平成18年9月 当社事業開発部長 平成20年3月 当社ネットビジネス部長（現任） 平成21年3月 当社ネット事業部長（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者山本恵朗氏は社外取締役候補者であり、同氏は金融界で経営者として長年にわたり活躍され、豊富な経験と幅広い見識を有され、当社の社外取締役として平成15年6月からの6年の実績があります。今まで同様、適時適切な助言をいただけるものと判断しております。
- 当社は社外取締役山本恵朗氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容は21頁記載のとおりであります。同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

【議決権行使サイトURL】 _____

1. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。
2. 郵送による方法とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
3. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
4. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
【専用ダイヤル】
<お問い合わせ先>

住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-186-417 (24時間受付)
☎ 0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社 (株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」
東京都港区芝公園三丁目3番1号



- JR線・東京モノレール浜松町駅から徒歩10分
- 都営地下鉄三田線 御成門駅（A1出口）から徒歩1分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A6出口）から徒歩7分